

立教大学学術推進特別重点資金(立教SFR)

大学院学生研究

2018年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院	観光学	研究科	観光学	専攻		
研究代表者 (2019年3月現在のもの を記入)	在籍課程・学年・学生番号		氏名				
	<input type="checkbox"/> 博士前期課程 年 <input checked="" type="checkbox"/> 博士後期課程 1年・18WA001D		石野 隆美 印				
指導教員	所属・職名		氏名				
	立教大学観光学部・准教授		門田 岳久 印				
自然・人文・社会の別	自然	<input type="checkbox"/> 人文	社会	個人・共同の別	<input type="checkbox"/> 個人	共同	名
研究課題	教会を渡る人びとの越境と往還—マニラと長崎を結ぶ巡礼ツーリズムの観光人類学的研究						
研究組織 (研究代表者・共同研究者) ※2019年3月現在 のものを記入	在籍研究科・専攻・課程・学年		氏名				
	観光学研究科観光学専攻 博士課程後期課程1年		石野 隆美				
研究期間	2018 年度						
研究経費 (1円単位)	(支出金額) 200,000円 / (採択金額) 200,000円						

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は、フィリピン・マニラと長崎を結ぶ国境を越えた教会巡礼観光の民族誌的研究である。国際的な聖地巡礼に関する研究では、著名な「一大聖地」を対象に、宗教と観光が結びつき商品化されてゆく過程や、巡礼参加者の経験を検討する研究が多くを占めてきた。対して本研究は、国際的な巡礼観光商品が国境を越えた教会間の交渉の中で進行する状況を対象とし、ローカルな教会がグローバルな宗教的文脈のなかで観光資源化していく過程を捉え、同時に当該巡礼の参加者に対する継続的な人類学的参与観察調査を実施するものである。現地調査の結果から、マニラにおける国際(巡礼)観光への参加には、政治経済的・社会的な面からなる複層的な制約と条件が存在することがわかった。この観光アクセスをめぐる諸条件を、移動をとりまく諸管理システムと関連付けて分析することで、現代マニラにおける国際巡礼観光の位相を説明しうることが発見された。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[巡礼ツーリズム] [フィリピン・マニラ] [観光へのアクセス]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は、フィリピン・マニラと長崎を結ぶ国境を越えた教会巡礼観光の成立とその詳細についての民族誌的研究を行うものである。筆者は 2018 年 9 月にフィリピン・マニラでの 10 日間の人類学的フィールドワークを実施し、日本との関係の深い教会および周辺地域住民への聞き取り調査を行った。また、マニラにおける主要な観光旅行会社に対しても聞き取り調査を実施した。

この現地調査で得られたデータをもとに従来の研究計画を見直したところ、今日の人文社会科学的な観光研究に対して重要な示唆を有する可能性がある、「観光アクセス」に関連した新たな問いと分析視角の発見に結びつくこととなった。筆者はこの発見に基づいて研究計画の修正を図ったため、ここでは、従来の研究計画の概要を示した後に、現地調査および文献研究から得られた成果、そして現在の研究計画について記述していく。

①年度当初の研究に関する背景と目的

当初の研究計画では、研究内容を 3 つの段階にわけ、それぞれ(1)巡礼ツアー生産過程の分析、(2)巡礼ツアーの民族誌的分析、(3)巡礼ツアー後の参加者の生活と社会関係の動態、について検討することを目指した。

「長崎の教会群」は世界遺産登録運動による注目の高まりから数多くの外国人観光客や巡礼者を集めており、なかでも海外からのキリスト教徒による巡礼が増加傾向にある。この動きは、宗教・観光・世界遺産制度が複雑に連関しあい新たな観光商品と人の移動がグローバルな文脈で喚起されつつある動態として捉えることが可能である。この動きに対して、本研究では特に、「長崎の教会群」巡礼をツアー商品として企画・生産すべく長崎県側との協議を進めているフィリピン・マニラの教会を研究対象として扱い、国境を越えた教会間でいかなる交渉が行われているのかを分析することを目指した。

その際乗り越えるべき課題は、既存の人文社会科学的な観光研究における「ゲスト」側の分析が有する一定の分析困難性であった。たとえば聖地巡礼とツーリズムをめぐる宗教社会学的・人類学的研究では、サンチャゴ巡礼やメッカのような「一大聖地」を対象に、後期近代の徹底状況のもとで宗教的なものと観光的なものが結びつき商品化されてゆく過程の検討がなされ、主に巡礼中の参加者の経験に関する質的分析が蓄積されてきた(岡本 2012、土井 2015 など)。だがこれらの考察は巡礼中の限られた段階のみが射程とされており、巡礼ツアーがその後の参加者の社会関係や生活にもたらしうる影響や、巡礼ツアーによる国境を越えた教会間関係の構築と動態の分析については検討に至らない。これは、観光客や巡礼者を長期的に追跡調査するための方法論が確立していないことにも起因している(Stronza 2001)。これに対して、本研究では巡礼ツアー商品の生産と流通の段階から考察を開始し、ツアー中の参与観察とツアー後の社会的影響の過程までにわたる一連の移動プロセスとして巡礼ツアーを捉えることを提起した。

②現地調査

現地調査は、2018 年 9 月 5 日から 15 日にかけて、フィリピン・マニラ中心部にて実施した。前半の 5 日間では、マニラに位置する 3 つの教会と旅行会社(サン・アウグスティン教会、ビノンド教会、ポープ・パイアス XII 教会とそこに付属する旅行会社カトリック・トラベル社)への聞き取り調査を実施した。

調査から明らかとなったのは、長崎への巡礼ツアー生産は未だ具体的な進捗をみていないということであった。長崎県の観光協会からの聞き取りでは商品生産が進んでいる点が強調されていたのだが(2017 年 9 月聞き取り)、マニラにおいて「長崎の教会群」ツアーなるものは見つけられず、旅行会社への聞き取りにおいてもその存在は示されることがなかった。

他方で、旅行会社には「長崎の教会群」を紹介するポスターが貼られ、また例えばビノンド教会の入口には長崎との関連の深い聖人ロレンソ・ルイスに関する紹介文や、長崎県会議員がビノンド教会神父に宛てた両地域間の相互交流の継続を喜ぶ手紙などが英語・日本語の両方で掲示されているなど、巡礼ツアーの生産に向けた進展が皆無ではないことは明らかとなった。また、旅行会社からの聞き取りにおいては、今後 JTB マニラ支所によって長崎への観光商品が増加する見込みであることが示唆された。こうした状況を鑑みると、おそらく現段階では長崎県側がマニラ側に巡礼ツアーの商品化を働きかけている段階に留まっているのではないかと察される。

この状況をうけ、筆者は長崎への巡礼ツアーに関する分析を博士論文の軸とせず、長崎に限定しない形でマニラからの国際的な巡礼観光を対象化することを決定した。マニラにおける民族誌的フィールドワークの密度を高め、マニラの現代的状況の把握と、そこにおいて国際観光および巡礼ツアーはいかなる位置づけとして存在しうるのかを明らかにすることを主眼に置くこととした。この発送に至った具体的な理由や経緯、そして現在の研究計画と成果については次項目で詳述する。

③観光の政治経済的・法的アクセスをめぐる人類学的研究の構想

現地調査の後半では、「カトリック・トラベル社」および、日本向け観光ツアーを多く取り扱う「Rajar Travel」に対する聞き取り調査と現地資料調査を実施した。

研究成果の概要 つづき

その結果、フィリピンで訪日観光ビザを取得するためには一定の「経済的安定性のランク」(Financial Stability Rank: 上位から A, B, C, D・・・と区分されていく)に達している必要があり、同時に、その証明のために預金残高証明書などの証明書類を提出するなどの各種手続きが必要であることが明らかとなった。基本的にはランク上位の A もしくは B の者しか観光ビザが認められず、また一定の経済的余裕があっても証明書類が用意できない場合には手続きを進めることができないという。そのため、フィリピンからの訪日観光旅行はごく一部のの人々に限定された余暇活動として存在することが明らかとなった。

「誰もが海外旅行に行けるわけではない」という事実は、歴史学・歴史社会的な視点に基づく観光研究を除いて、今日の人文社会科学的な観光研究において省みられることは少ない。とりわけ人類学的観光研究は「ホストとゲスト」の文化的接触に目を向けてきたという背景があるために、様々な制約によりそもそも「ゲストになれない人々」あるいは「ホストでもゲストでもない人々」は議論の対象とすらならなかった。

だが観光という行為に対する「アクセス権」の問題と、その制約を生み出す種々の政治経済的・法的手続きの存在は、人文社会科学的な観光研究において非常に重要な論点となりうる。「身分証明」のためのパスポートやビザ、種々の ID は海外旅行中の旅行者にとって常に携帯しなければならないものであるが、これらは移動する身体を常に識別し選別する国家的な権力装置でもある (Salter 2003, Torpey 2000)。類似して、身分を特定する手段としての「指紋」や「顔写真」は犯罪者の身体を同定可能にする「司法的同一性」の装置でありつつも (渡辺 2003)、今日ではパスポートや一部の入国手続きにすでにそれらの「情報化された身体情報」が埋め込まれている。

ここから、観光者とここから、観光者と「信用(credit)」の問題が敷衍される。上述したような観光者を観光者として選別し認可する制度的システムの存在は、観光者が本来的に「疑われている存在」であることを示しているのではないか。今日では一般化しているホテル宿泊代金の後払い制や移動手段の事前予約制度は明らかに利用者の「信用」を土台としているし、空港の搭乗手続きから観光地での写真撮影に至るまで、ありとあらゆる明文化された(または暗黙の)ルールや秩序に従うことを「信用」されてはじめて、人は「観光者であること」が可能となっている側面がある。上述したパスポートやビザのように、観光では常に自らの「信用証明」を求められるがゆえに、観光それ自体の遂行が一種の「信用獲得」のプロセスでもあると捉えることできる。

私は、フィリピン・マニラにおける観光へのアクセス権の問題を、これらの「監視」と「信用」をめぐる問題と接合させることを現在の研究課題として新たに発見した。観光人類学分野におけるツーリスト研究の不足は盛んに指摘されているが、「人はいかに観光者となるのか」という存在論的な問いかけは、上に述べた制度的あるいは法的・政治経済的な諸条件を人類学(的観光研究)の研究対象に引き入れてはじめて基礎づけられるのではないかと考える。今後はマニラでの現地調査に基づき、マニラの現代的な社会状況からみる観光の諸相を把握すると同時に、訪日観光への法的・政治経済的なアクセス条件としての訪日観光ビザ、パスポート制度、経済ランクについての現状把握を進める。なお、ここまでの論点がマニラのキリスト教徒たちの日常的な宗教実践や巡礼といかに関係しあうのかを地域住民/観光者の目線から描き出す微視的な視点も、今後の現地調査では求められる。さらに、フィリピンから日本への人の移動は従来、「出稼ぎ」など飲食業従事者を中心とする労働移動が占めていたが、そうしたトランスナショナルな移動を分析してきた研究蓄積に対して、巡礼観光としての新たな人の移動が生じつつあるマニラと日本(あるいは東アジア)の現代的な国際関係の文脈をどのように接合させていくかという課題も考えていく。

なお、別紙研究成果で挙げた①の論文は、この構想およびマニラ調査から着想を得た論点を「長崎の教会群」における聖地管理の課題と関連付けて論じたものであり、聖地管理の文脈における政治経済的問題を人類学的に主題化した。この論文は本研究助成に基づく現地調査が無ければ着想にいたらなかったということを付記しておきたい。

[参考文献]

- Adey, P. (2003) "Secured and sorted mobilities: Examples from the airport", *Surveillance and Society*, 1(4): 500-519. 土井清美(2015)『途上と目的地: スペイン・サンティアゴ徒歩巡礼路 旅の民族誌』、春風社。 Lyon, D. (2005) "The border is everywhere: ID cards, surveillance and the other", in E. Zureik and M. Salter (eds), *Global Surveillance and Policing*, Cullompton, UK: Willian. 岡本亮輔(2012)『聖地と祈りの宗教社会学—巡礼ツーリズムが生み出す共同性』、春風社。 ライアン、ディヴィッド (2011)『監視スタディーズ—「見ること」「見られること」の社会理論』田島泰彦・小笠原みどり(訳)、岩波書店。 Salter, M. (2003) *Rights of Passage: the Passport in International Relations*, Boulder, CO: Lynne Rienner.Stronza, A. (2001) *Anthropology of Tourism: Forging New Ground for Ecotourism and Other Alternatives*. *Annual Review of Anthropology*, 30, 261-284. Torpey, J. (2000) *The Invention of the Passport: Surveillance, Citizenship and the State*, Cambridge: Cambridge University Press. 渡辺公三 (2003)『司法的同一性の誕生—市民社会における個体識別と登録』言叢社。

※この(様式2)に記入の成果の公表を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差し控え期間等を記入した調書(A4縦型横書き1枚・自由様式)を添付すること。

研究発表 (研究によって得られた研究成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。なお、成果発表を確認できる資料を合わせて提出してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文タイトル、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

① 雑誌論文

(論文)

- ・ 門田岳久・石野隆美、「宗教空間の経済的管理に関する基礎研究—聖地における料金徴収の民族誌的データから—」、『立教大学観光学部紀要』、21号、2019年3月、pp.19-36。

② 図書

なし

③ シンポジウム・公開講演会等の開催

なし

④ その他

(研究会発表)

- ・ 石野隆美、「観光の不可能性と信心の審判—政治的・経済的「アクセス」からみる巡礼観光の人類学的予備考察」、サイハテフェス2018 in IMCTS、北海道：北海道大学、2018年10月20日(北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院主催の大学院生研究会での個人発表)

(学会発表※申請済)

- ・ 石野隆美、「政治経済的・法的手続きからみる観光へのアクセス問題の予備的考察—フィリピン・マニラからの訪日巡礼観光を事例に—」(※仮)、第8回観光学術学会全国大会、2019年7月5日(金)～7日(日)、大分県：立命館大学アジア太平洋大学 (APU)